

意見書

請求人

最後となる四次再審請求の趣旨は、プロクルーステースのベッド(寝台) (Procrustean bed) は、「無理矢理、基準に一致させる」という意味である。

プロクルーステースはエレウシースの外側の丘にアジトを持っていた。そこには、鉄の寝台があり、通りかかった人々に「休ませてやろう」と声をかけ、隠れ家に連れて行き、寝台に寝かせた。もし相手の体が寝台からはみ出したら、その部分を切断し、逆に、寝台の長さに足りなかったら、サイズが合うまで、体を引き伸ばす拷問にかけた。寝台にぴったりのサイズの人間がいなかったのは、寝台の長さが調節可能だったからである。プロクルーステースは遠くから相手の背丈を目測して、寝台を伸ばしたり縮めたりしていた。

虚偽告訴事件を訴追した簡易裁判は、証拠調べがされないから反対尋問はなく、「ハイ」か「いいえ」だけで答える、争点はなく、有罪の有無はなく瞬時に結審、警察関係者の虚偽告訴人の被害者感情を基に、量刑のみの調書判決がされた。控訴が出来ない調書判決に高裁は架空刑事裁判で投獄した。

同居する女性がマルチ商法の負債から失踪して、この探索で女性の正体を知り、不倫関係にあった警察関係者の妻に善処を求めて進言をした、これに感謝を示したが翌日に豹変して、夫と共に警察を介して脅してきた。

詐欺女の検事面前調書には「知らない男が家に入り込み生活を始めて、家財類を持ち出して居座った」とあり、満期出後に初めて知った検事調書に喝采・安堵した。

最終となる四次再審請求の意見書作成に際して、弁護人の「控訴趣意書」を精読した、某弁護士が言う通りに「大変によく書けている」被告人の主張を盛り込み、事件調査もして、虚偽告訴を証明する弁護士開示照会の証拠も提示している。

これを拘置所で読んだとき一抹の不安が過ぎた、それは創価学会池田のレイプ事件での名誉棄損事件裁判例を挙げて、無罪主張している点である。

確かに、八王子検察庁並びの虚偽告訴人事務所のビルに、「池田のレイプを真似た園田義明のレイプ事件」と貼り紙をした、これは事実であるが、名誉棄損罪に於ける構成要件阻却原因から無罪主張をすとした趣旨だ、しかし池田レイプ事件は判決まで十年近く掛かっている、これでは死刑にしると叫ぶ園田夫婦ゆえ保釈はない、これに不審を抱いた。

素行不良な園田は、愛人に凄惨な暴行をして、この愛人からパトカーを呼ばれるなど、防犯協会員らしからぬ犯罪行為をしており、飲み屋でも最後までねばり女将に暴行をしている、これを園田のレイプと貼り紙をした。

詐欺女の所在を知っているが教えないという園田が許せず、また園田と組んだ八王子警察の脅しからも刑事事件化を目論んで、精密司法と呼ばれる刑事裁判で決着を望んだ、この辺のところは民事裁判で解明されている。

これに原弁護人は「裁判官が認めないから仕方がない」 裁判員裁判なら間違いなく証拠調べがされて、争う権利行使もできた。

因みに、この当時の八王子検察庁の支部長検事は、創価学会副会長の義弟の吉村検事正であった、この吉村を本人訴訟で提訴した。

控訴棄却に対して「こんなのやるだけ無駄」という弁護人は、調書判決での控訴の無効を知っていた、ならば公訴棄却主張か、差戻主張をすべきではないか。

えん罪事件を端的に言えば、証拠である科学とバイアス(思い込み)に基因にする、我が事件でも「絵描きはパラノイア」とした妄想と邪推の鬱憤晴らしと判決された。

請求人が何故に刑事手続きに不審を覚えたのか、これを列挙する。

- 逮捕されて警察の容疑者調べが為されず、これに調べを要求するも、若い警察官からは「そりゃそう思うだろうよ」そして事情を知る武正刑事は失踪している須崎の調書にあり、住所を密かに見せた、これが出所後に訴状送達先となり感謝をしている。しかし警視庁から出向してきた高崎課長は、「須崎のメモとは私のでっち上げでした」と**事前に書いた員面調書**を持ち出して、署名と指印をせよと罵声で恫喝してきた。
- 実刑判決と知り驚いた武正刑事と、腕を組んだ高崎課長は天井を見上げ「須崎は嘘つきか」前科もなく名誉棄損では執行猶予が付くと考えていたが、実刑とは意外でありこれに何か怯える様子を見せた。
- 一審の法廷で読み上げる判決文は、特段の注意を払い聞き耳を立てた、動機として**原田裁判官は「妄想と邪推による・・・」確かに言った、**しかし判決書には動機は「うっぴん晴らし」となっている、もし控訴をしなければ「妄想と邪推」の方が、メモは捏造とする検察主張にすんなり納まる。
- 二審の私選弁護人との初接見で「どうしてパラノイアにされたの」そして次回の接見で、隣接する裁判所で記録閲覧した原弁護士は、顔面蒼白の顔には汗が噴き出して、釣り目気味の双眸はぎらつく異様な形相で現れた、何事が起きたのかと尋ねるが、「**これでは控訴趣意書を書けない**」では須崎メモを証明する弁護士開示請求の結果はと訊いたところ「確かに出た」これで虚偽告訴は立証された、そして逆告訴するように伝えたが、原弁護士は「警察・検察が受理をしない」
- 虚偽告訴事件を提訴した、民事裁判の判決書を渡さないと驚く代理人からの fax が届いた、一週間後に判決書は交付されたが、争点である「内縁関係の不当破棄」については、ともかくと外して、真相の仔細は判らないが、大概に於いて虚偽供述ではない。これに代理人は、、弁護士費用は要らないから控訴すべしとした fax が海外避難地に届いた。損害賠償請求は棄却だが、被告二者の虚偽告訴の事実認定はされている。

満期出獄して某法律家に相談したところ、「それが事実なら三十年はかかる」**問題の本質は刑事システム全体の腐敗にあり、我が主張は判決不満でなく制度への告発である。**

そうした見地から、請求人は真相解明する民事裁判への障害を避けるべく、海外に避難して、二度の原告尋問のみ帰国をした。これには被告双方の認否に対極の違いがあり、代理人から「再審を予定した訴訟なら代理人を降る」進捗状況も問い合わせず連絡を絶った。被疑者国選・裁判員制度・種々の刑訴法改正等がされてきた、迫害される殉教者如く茨の道乗り越えてきたが、もう待てない。

無効行為とは、法律行為や意思表示があったものの、その有効要件を満たさないため最初から効果を生じない状態をいう、改めて思う世界の理念 **due process of law**。

証拠説明

証拠5

逮捕翌日の商業新聞五紙による実名報道

八王子警察の職務義務違反を迫る請求人を、痴情沙汰の変質者と実名報道して不起訴処分で放り出す社会制裁を狙っていた、これで釈放となれば虚偽告訴人夫婦の思い通りであり、真相は闇の中となり請求人は非業な死を迎える、そこで起訴を狙って検事を挑発する文書を獄中から発信した、これに掛かった法廷検事の鶴田小夜子は自死したのである。

証拠6

須崎の日記(メモ)

同居する詐欺女は多額のマルチ商法の負債から失踪、この探索の中で彼女の日記を発見した、そしてメモを虚偽告訴人の配偶者に届けたところ、「これで長い夫の女性問題から優位離婚ができると感謝された、ところが翌日になり恐喝された」とメモを八王子警察に届けた。

これが事件の核であり焦点である、メモの証拠隠滅をしたのは夫婦か、それとも警察か、これを本人訴訟で立川支部に提訴、被告は惚け続けたが、判決書の証拠標目にある警察の員面調書二通は誤りで、作成は一通と証言した

証拠7

二審の私選弁護人の控訴趣意書

詐欺者の失踪により多くの問題を抱え込み、四方八方手を尽くす探索に追われ八王子合同法律事務所、三多摩法律事務所法律相談をした、しかし民事事件での解決は困難であり、仕方なく緊急避難として、精密司法と呼ばれる刑事事件化を目論み構成要件阻却原因による無罪主張をして、闘争としての弁護を元全学連委員長の原弁護士に託した、しかし一、二審共に事実調べもされず、争う権利も与えられず。歎願弁護で刑務所に送られた。

以上